

平成 29 年度 論作文課題

論文課題

○上級職等（消防職を除く。）

「ずっと住みたいまちづくり」を進めていくために、熊本市はどのようなことに取り組むべきか。あなたの考えを1, 200字以内で述べなさい。

○上級消防職

地域・住民主体の地域防災力を向上させるために、熊本市はどのようなことに取り組むべきか。あなたの考えを1, 200字以内で述べなさい。

○民間Ⅰ 技術職（土木）、民間Ⅱ 事務職（情報）

これまでの社会人経験において、時間的、人的、予算的な制約などがある中で、与えられた目標を達成するために心がけてきたことを述べた上で、熊本市職員として、そのノウハウをどのように活かせると考えているか、1, 200字以内で述べなさい。

○民間Ⅱ 事務職（法務）

法的な知識・経験についてどのような強みがあるか述べた上で、コンプライアンスの向上に関して、その強みをどのように活かしていきたいと考えているか、1, 200字以内で述べなさい。

作文課題

○初級職等

社会人として、そして熊本市職員として、配属された職場で、どのような心構えで仕事に向き合っているかと考えているか。800字以内で述べなさい。

○保育士

保護者が安心して子どもを預けることができるようにするためには、どのようなことに心がける必要があるか。800字以内で述べなさい。

○身体障がい者対象

市民から信頼される職員となるために、どのようなことに心がけていきたいと考えているか、800字以内で述べなさい。

平成 29 年度 集団討論課題

※ 消防職、文化財専門職については集団討論を実施しません。

○上級職等

グループごとに、以下の課題中 1 題を出題。

- ・ 2019年に熊本県・市共同により、ラグビーワールドカップの開催都市として、また女子ハンドボール世界選手権が開催されます。これらの大会を成功させるためには、熊本市としてどのような取り組みが必要か、グループで話し合い、意見をまとめなさい。
- ・ 熊本市では、今年度から地域のさまざまな課題解決へ向けた取組を支援するため、地域支援の拠点として「まちづくりセンター」を設置し、地域担当職員を配置しています。まちづくりを住民と協働して取り組んでいくには、どのようなかかわりや役割が必要か、グループで話し合い、意見をまとめなさい。
- ・ 平成28年4月に起きた熊本地震により、住居が全壊等の被害を受け仮設住宅やみなし仮設に入居している被災者に対し、行政は各種支援を行っていますが、住民・地域はどのような支援ができるか、また行政は今後どのような支援に取り組まなければならないか、グループで話し合い、意見をまとめなさい。
- ・ 熊本市では、地域のコミュニティ活動が行われているものの、自治会の加入率の減少など若い世代の関心が薄く、活動の担い手が不足するなどの問題も顕在化してきています。今後、地域コミュニティを維持し、活性化していくために、行政はどのような役割を果たしていくべきか、グループで話し合い、意見をまとめなさい。
- ・ 熊本市では市政だよりやホームページ、テレビ、ラジオ等のマスメディア、各種SNSなどにより行政情報を発信しているが、今後さらに情報発信力を高めていくためには、どのような広報に取り組みれば良いか、グループで話し合い、意見をまとめなさい。
- ・ 高額な返礼品で話題となっていた「ふるさと納税」について、熊本市では、熊本城復旧に対する支援のための復興城主をはじめ、各種寄付金メニューを設けています。昨年度は地震の影響もあり、多額の寄付が寄せられましたが、今後も継続して寄付していただくにはどのような取り組みが必要か、グループで話し合い、意見をまとめなさい。

○初級職等

グループごとに、以下の課題中 1 題を出題。

- ・ 熊本市では、熊本城マラソンや江津湖花火大会などを開催しているが、地域に根ざしたイベントにするためには、市民にどうアピールしていけばいいか、グループで話し合い、意見をまとめなさい。
- ・ 熊本市動植物園は、熊本地震により被災し一部エリアによる部分開園(土日祝のみ)を行っている。全面開園に向け復旧を進めているが、多くの市民が訪れる魅力ある施設にするためには、どうすればいいか、グループで話し合い、意見をまとめなさい。

○民間Ⅰ 技術職（土木）、民間Ⅱ 事務職（情報）

- ・20代、30代の若者が働く場を求めて市外に転出することが多くなっているが、多くの人に熊本市に住み続けてもらうためにはどのような取り組みが必要か、グループで話し合い、意見をまとめなさい。

○民間Ⅱ 事務職（法務）

A市所在の甲神社には、地域の公民館としての機能を果たし、50年以上にわたって利用されている施設（以下「本件施設」という。）が存在する。本件施設では、週に3～4回、地域のB自治会や子ども会の様々な行事が開かれている。本件施設は、かつては甲神社の社務所として使われていたが、現在は専らB自治会で維持・管理を行っており、社務所その他神社の機能としての使用実態はない。本件施設は、外観は神社建築に特徴的な様式を有しており、収容人数100人程度の2階建木造建築である。本件施設及びその敷地の所有者は宗教法人甲神社であるが、本件施設自体は元々B自治会を構成する地元住民の寄付金により建立されたという経緯がある。

本件施設は、近年老朽化が目立っていたが、昨年A市で発生した震度7の大地震により半壊状態となってしまった。A市の当該地域には、他に公民館としての代替施設が存在せず、住民からは、早期の復旧を求める声が上がっている。なお、これまで地域住民から本件施設で集会等を行うことについて異論が出たことはない。

ところで、A市では、今回の震災を受けて、地域コミュニティ施設の復旧工事に補助金（以下「本件補助金」という。）を支出することを予定している。補助金の額は1000万円を上限として、復旧工事費用50%を補助することとしている。なお、本件補助金には国から財源補填がなされるため、実質的な市の負担は、極めて少ない。

今回、B自治会からの意を受けた宗教法人甲神社の代表者から、本件施設の復旧にあたり、A市に対して本件補助金の申請がなされた。

A市は地域のまちづくりを市の基本政策のひとつとして掲げており、地域コミュニティ施設がまちづくりの核となる施設であることや国からの財源補填がなされることから、担当課としては本件補助金の支出を認める方向で考えている。

A市法務担当職員として、本件補助金の担当課から補助金の支出の可否等について相談を受けた場合、法的リスクを分析し、行政ニーズも踏まえ、様々な観点から検討した上でひとつの結論を提示するとしてどのように助言すべきか。

【参照条文】

○日本国憲法

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

○地方自治法

（寄附又は補助）

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。